

暫定衆議院規則（第九十二回帝国議会昭和二十二年三月三十一日議決）

第一条 議員は、召集詔書に指定された期日の午前十時に、衆議院に集会しなければならない。

第二条 議員は、当選証書を事務局に提示し、これと当選人名簿との対照を受けなければならない。

第三条 集会した議員が総議員の三分の一に達したときは、議院は、議長の選挙を行う。

議長の選挙は、無名投票でこれを行う。

第四条 議員は、点呼に応じて、投票及び木札の名刺を持参して、演壇に至り投票する。

甲参事は名刺を、乙参事は投票を受け取り、議員に代つて夫々名刺箱及び投票箱に投入する。

第五条 現在議員が、投票を終つたときは、事務総長は、投票箱の閉鎖を宣告する。この宣告があつた後は、投票することができない。

第六条 投票が終つたときは、事務総長は、参事をして直ちに名刺及び投票を計算し、投票を点検させる。

投票の数が名刺の数に超過したときは、更に投票を行わなければならない。但し、選挙の結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。

第七条 投票の点検が終つたときは、事務総長は、選挙の結果を報告する。

第八条 投票の過半数を得た者を当選人とする。投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。但し、得票数が同じときは、くじで当選人を定める。

第九条 選挙について疑義が生じたときは、事務総長は、議院に諮りこれを決する。

第十条 議長の選挙が終つたときは、議院は、副議長の選挙を行う。

副議長の選挙については、議長の選挙の例による。

第十一条 議長及び副議長の選挙が終つたときは、事務総長は、議長及び副議長を議院に紹介し、議長を議長席に導く。

第十二条 議員の議席は、会期の始めに議長がこれを定める。但し、必要があるときは、これを変更することができる。

議席には、号数及び氏名標を附する。

第十三条 臨時会及び特別会の会期は、その会期の始めに両議院の議長が協議した後、議院がこれを議決する。

前項の議決の結果は、直ちにこれを参議院及び内閣に通知する。

第十四条 委員会の委員の員数は、議院がこれを定める。

委員の選任は、すべて議長の指名による。

第十五条 常任委員長選挙については、議長の選挙の例による。

議院は、常任委員長の選任を議長に委任することができる。

第十六条 事務総長選挙については、議長の選挙の例による。

議院は、事務総長の選任を議長に委任することができる。

第十七条 内閣総理大臣の指名は、単記記名投票で指名される者を定め、その者について議決する。

投票の過半数を得た者を指名される者とする。投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人について決選投票を行い、多数を得た者を指名される者とする。但し、得票数が同じときは、くじで指名される者を定める。

議院は、投票によらないで、動議その他の方法により指名される者を定めることができる。

第十八条 開会式の日時及び場所は、議長が参議院議長と協議してこれを定める。

附 則

この規則は、日本国憲法施行後の最初の国会に適用するものとし、新たに衆議院規則が議決されたときに、その効力を失う。

大正十四年三月二十四日議決の衆議院規則の中、日本国憲法、国会法及びこの規則に反しない規定は、新たに衆議院規則が議決されるまで、その効力を有する。